

歯

対厚生労働省

届出制

第3種 再生医療提供サポート

PRF

CGF

PRP

PRGF

第3種 再生医療を患者様へ提供するには

平成26年11月25日に「再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)」が施行され、多血小板フィブリンゲル PRF・CGFや多血小板血漿 PRP・PRGFを用いた治療を行うすべての医療機関に以下の通り、所管の厚生局への「届出」及び「提出」が義務付けられました。「再生医療等提供計画」の「提出」につきましては、添付しなければならない「意見書」の発行を厚生労働省関東信越厚生局認定 東京形成歯科研究会再生医療等委員会(認定番号: NB3150011)で対応します。また、書類作成等のサポートを国際血液・幹細胞臨床応用会議(ISBB)で請け負います。「届出」及び「提出」のサポートを希望される医療機関は、下記までお問合せ下さい。「届出」及び「提出」をせずに再生医療の製造・提供を行った場合、罰則が適用されます。



厚生労働省関東信越厚生局
認定再生医療等委員会
東京形成歯科研究会
認定番号: NB3150011

申請時のサポート

「届出」及び「提出」2つ

- ① 特定細胞加工物製造の届出
- ② 再生医療等提供計画の提出



申請後のサポート



年1回
定期報告他



厚生局への
各種問合せ



基礎研究
教育・指導



一般社団法人東京形成歯科研究会



ISBB 国際血液・幹細胞臨床応用会議

〒114-0002 東京都北区王子2-26-2 ウェルネスオクデラビルズ3F オクデラメディカル内

TEL.03-3919-5111 / FAX.03-3919-5114 / E-mail: okudera@carrot.ocn.ne.jp

<https://www.tpdimplant.com/>

<https://www.tpdimplant.com/committee/nintei.php>